

秋田県立大曲技術専門校自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1 委託業務の目的

秋田県立大曲技術専門校に設置している自家用電気工作物について、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に定める当該設備に係る工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を行う。

2 保安管理業務の対象 自家用電気工作物

- (1) 施設名 秋田県立大曲技術専門校
- (2) 所在地 秋田県大仙市大曲川原町2-30
- (3) 設備概要 契約設備電力：425KW 設備容量：800KVA
受電電圧：6,600V

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 保安管理業務の内容

- (1) 保安業務担当者が実施する保安管理業務の内容は、(2)を除き次のとおりとする。
 - ① 保安業務担当者は、発注者の定める保安規程に基づき、管理業務を自から実施するものとする。
 - ② 保安管理業務は別に定める、保安業務担当者が実施するものとする。
 - ③ 前述に掲げる電気工作物の維持及び運用について、点検、測定及び試験を別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」とおこなうほか、発注者及びその従事者に定期的な点検等において異常等があったか否かの問診を行い、その結果から、経済産業省令で定める技術基準の規定に不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
 - ④ 前述に掲げる電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次のアからエまでに掲げる処置を行うものとする。
 - ア 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示
 - イ 事故・故障の状況に応じた臨時点検
 - ウ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言
 - エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示
 - ⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次のア及びイに掲げる処置を行うものとする。
 - ア 警報発生時の原因調査及びその適切な措置
 - イ 警報発生時の受信記録の保存（3年間）
 - ⑥ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。

- ⑦ 前述に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。
 - ⑧ 前述に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。
 - ⑨ 前述に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」に定めるところにより工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じてそのとるべき措置を発注者に助言する。
- (2) 次の①から④までに掲げる自家用電気工作物にあっては、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつその記録が保安業務担当者により確認されているものとする。
このほか、保安業務担当者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うことができるものとする。
- ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
 - イ 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - ウ 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器
 - エ 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - オ 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ② 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ア 点検時現場に設置されていない移動式機器等
 - イ 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - ウ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - エ 業務上の都合等発注者の事由で受注者が立入りできない場所に設置された機器等
 - オ 情報管理のため立入が制限される場所
 - カ 衛生管理のため立入が制限される場所
 - キ 機密管理のため立入が制限される場所
 - ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

5 委託業務の処理方法等

委託業務を次のとおり実施するものとする。

(1) 定期点検

定期点検として、月次点検及び年次点検を実施するものとする。内容は次のとおり。

(ア) 月次点検

主として設備の運転中に点検、測定及び試験を別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」により行うものとする。

(イ) 年次点検

主として設備の運転を停止して精密な点検、測定及び試験を別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」により行うものとする。

(2) 臨時点検

- (ア) 事故発生時等、必要の都度、臨時点検対応可能であること。
- (イ) 不良箇所がある場合、指導及び助言を行うこと。
- (ウ) 事故発生時の応急処置指導及び原因調査並びに再発防止の指導を行うこと。
- (エ) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導を行うこと。
- (オ) 電気関係法令に基づく立入検査がある場合、立ち会いを行うこと。

6 点検の頻度

点検の頻度は次とおりとする。

- (1) ①月次点検 月1回（主として設備が運転中の状態において行う点検）
②年次点検 年1回（主として停電により設備を停止状態にして行う点検）
③臨時点検 必要の都度（工事、事故、故障の状況において行う点検）
- (2) 工事期間中の点検の頻度は週1回以上とする。

7 連絡責任者等

- (1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (2) 発注者は、前項の連絡責任者に事故等がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定め、その連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、受注者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、原則として連絡責任者又は代務者を受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

8 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、第2に掲げる電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者を当てるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 受注者は、前各号で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

9 発注者と受注者の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者の実施した保安管理業務の結果について、保安業務担当者から報告を受けその記録（当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）を確認し保存するものとする。

- (2) 発注者は、受注者が報告・助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その結果を検収し記録しておくものとする。その保存については第10の規定による。

10 記録の保存

受注者が実施し報告した保安全管理業務実施結果の記録等は、発注者と受注者双方において3年間保存するものとする。

11 提出を要する書類及び提出時期（様式任意、提出部数各1部）

(1) 委託業務の実施前（提出時期：契約締結後速やかに）

- ・ 従事者名簿 委託業務に従事する者の氏名、生年月日を記載した書面
主任技術者の種類及び番号が分かる写し

(2) 委託業務の実施後

① 点検報告書

契約書第11条第1項に定める各月毎の完了報告期限に従い提出すること。

② 業務完了届

委託業務が完了したときは、契約の最終日（令和8年3月31日）に提出すること。

12 その他

委託業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議するものとする。